

令和2年度

第34回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和2年4月10日（金曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	和歌山市農業委員会規程の一部を改正する規程について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	事業計画変更申請に対する意見について
議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農地利用集積計画について
議案第8号	和歌山市農地利用最適化推進委員候補者募集要領の一部改正について

出席委員（18名）

1 番	宇治田清治	1 1 番	和田 好夫
2 番	山本 宏一	1 2 番	藤井 高
3 番	土橋 ひさ	1 3 番	廣井 伸多
4 番	有本 太一	1 4 番	辻本 傑
5 番	曾根 光彦	1 5 番	吉川 松男
6 番	坂東 紀好	1 6 番	大河内壽一
7 番	吉中 雅三	1 7 番	山本 茂樹
8 番	湯川 徳弘	1 8 番	谷河 績
1 0 番	岩橋 章	1 9 番	中村 弘

出席職員

農業委員会事務局

局 長	東山 雅彦
課 長	奥谷 知彦
副 課 長	山本 哲也
班 長	中川 拓哉
事務主査	肥田 敬之
事務主査	中谷 雅昭
事務主任	殿元 輝之
事務副主任	稲垣 良典

13時00分 開会

◆東山局長 それでは、定刻が参りましたので、第34回農業委員会総会を開催いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い今回も総会時間の短縮を図りたいと思いますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第34回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は18名全員が出席されていますので、総会は成立しています。

去る3月27日、宇治田委員、岩橋委員、辻本委員、大河内委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしく申し上げます。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、廣井委員、辻本委員をお願いします。

それでは、議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆稲垣副主任 番外、説明いたします。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借受予定者から証明願がありました。対象農地は田のみで面積は1,462平方メートルです。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、対象農地については26ページの議案第7号No.2で利用権の設定を上程

しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地賃貸借契約等登録台帳からの抹消について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の適正管理に伴う事務手続きの特例措置に関する要綱に基づく申請が1件ありました。

抹消願いの申請理由について説明します。

No.1 当該地番は・・・小作の実態がなく、双方の合意解約や離作補償も・・・に済んでおり、今から現在の相続人で合意解約手続きができないため抹消します。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で6件ありました。

No.1～No.6については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農

地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

なお、No. 2は一部使用貸借権の設定で、No. 3は農地所有適格法人への所有権移転で、No. 4は一部賃借権の設定で、No. 6は使用貸借権の設定です。

また、No. 2とNo. 4については新規就農となるため、現地調査ならびに事情聴取を行っております。本案件については担当の委員から報告があります。

◆会長（谷河 績） No. 2について宇治田委員報告をお願いします。

◆1番（宇治田 清治） 議案第3号のNo. 2の案件について報告します。

3月27日に私と辻本委員、農業委員会事務局とで申請地を確認し、また申請人に対して聴取を行いました。

申請人は・・・に家庭菜園付きの現在の住まいを・・・に購入し、移住してから今日までの間、知人に教わりながら野菜や果樹を栽培しておりました。

しかし、本格的に農業に参入したいとの思いがあり、譲渡人である・・・から・・・で一軒家及びそこに隣接する農地の一括処分を検討しているのと話を聞いて、今回の申請に至ったそうです。

また、元々、和歌山市全体で耕作放棄地が増加していることを苦慮しており、その解消に少しでも貢献したいという思いもあったそうです。

申請内容ですが、・・・に隣接する・・・の農地を・・・、またそこから・・・の距離にある・・・の農地を使用貸借するそうです。

作付けの計画としましては、柑橘類、イチジク等の果樹や、大根等の野菜と聞いております。

次に農業経験ですが、先ほど申し上げたように・・・してから・・・親しい知人と果樹中心とした家庭菜園を営んでいたように農業の知識、経験があり、また、必要最低限の農機具も保有しているとのことでした。

次に営農計画ですが、果樹を中心とした営農ですので、当初は赤字を見込んでおりますが、将来的には、最低限の利益を得られるよう努力するとの話でした。

以上の話から、農地法3条の許可基準を満たしているかと思われませんが、皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） No. 4について大河内委員報告をお願いします。

◆16番（大河内 壽一） 議案第3号のNo. 4の案件について報告します。

3月27日に岩橋委員と、申請地を確認し、また申請人に対して聴取を行いました。

農地法3条においては、問題ないと思われませんが、・・・については、申請人の・・・が・・・、・・・をしているので、以上の話から、農地法3条の許可基準を満たしているかと思われる案件ですが、就農するという事で、・・・まで経験があるということで、農地法5条申請に切り替えたらどうですかと説明すると了承していたが、後日、事務局に来庁して農地法3条申請でお願いしますとのことでした。

今後について懸念されると思われるので、皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） 議案第3号No. 2、

№. 4について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので併せてご覧ください。

№. 1 申請地は、和佐地区・・・、河南サービスセンターから南西約・・・に位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。・・・付けで倉庫用地としての転用許可を受けていましたが、当初の事業計画が変更になり、資材置場用地として用途が変更になったため、本申請を提出するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので併せてご覧ください。

№. 1 申請地は、三田地区・・・、三田小学校から北西約・・・に位置し、市

街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。・・・に建築した建物について農地転用を行っていないことが相続時に発覚したため、今回の申請で是正するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますので併せてご覧ください。

№. 1 申請地は、和佐地区・・・、河南サービスセンターから南東・・・に位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。申請人は、現在・・・に居住していますが、家族で生活するには手狭になってきたため、実家に近い当該申請地を個人住宅へ転用するため申請をするものです。

なお、使用貸借権設定で、開発許可申請中です。

№. 2 申請地は、安原地区・・・、安原小学校から北東約・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は、現在居住する住宅が、家族で生活するには手狭になってきたため、実家に近く、耕作地にも近い当該申

請地を農業者住宅へ転用するため申請をするものです。なお、使用貸借権設定です。

No. 3 申請地は、紀伊地区・・・、誠祐記念病院から北西約・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は、・・・を営んでおりますが、今後の事業拡大に伴い、土砂、砕石等の土木建設用の資材の保管場所が不足しているため、交通の便が良い当該申請地を露天資材置場へ転用するため申請をするものです。

No. 4 申請地は、紀伊地区・・・、紀伊駅から北西約・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営む法人で、申請地周辺に存在する介護施設への食事を・・・の配食センターで作り配送しているとのことです。しかしながら、入居者数が年々増加傾向にあり、配送に関する交通状況などの諸事情から、現地で食事を作り提供したいということで、当該申請地を事務所及び配食センターへ転用するため申請するものです。なお、開発許可申請中です。

No. 5 申請地は、紀伊地区・・・、誠佑記念病院から南西約・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおりますが、和歌山市周辺における・・・の増加等の影響から、既存の資材置場では、手狭になってきており、建設資材や重機器等の保管場所を確保するため、当該申請地を露天資材置場及び露天駐車場として転用するため申請するものです。

なお、令和2年2月14日付で農用地区域を除外済です。

No. 6 申請地は、直川地区・・・、北サービスセンターから西約・・・に位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。申請人は、・・・を営んでおり、自社で造園に必要な庭木を栽培する専用の土地が確保するため、当該申請地を造園用苗木栽培場として転用するため申請するものです。

No. 7 申請地は、西和佐地区・・・、紀伊風土記の丘から北東約・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請者は・・・を営んでおりますが、近年の受注量に合わせて製造が間に合っていないということ点、また製造に使用する資材や製品の保管場所及び従業員用の駐車場も不足していることから、当該申請地を事務所付き作業場、露天資材置場、露天駐車場へ転用するため申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 8 申請地は、直川地区・・・、直川小学校から北西約・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・で、当該申請地が、近隣に耕作地が無く、日照時間も長く最適な土地であることから太陽光発電施設へ転用するため申請するものです。

No. 9 申請地は、岡崎地区・・・、岡崎センター前駅から北東約・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模が

おおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・で、当該申請地が閑静で交通の便が良く、住宅用地として最適であるため、分譲住宅用地として転用するため申請するものです。

なお、No. 7、8、9については、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんから報告があります。

◆会長（谷河 績） No. 7について辻本委員報告をお願いします。

◆14番（辻本 傑） 議案6号No. 7の案件について報告します。

3月27日に宇治田委員と私のほか、事務局職員も加わり、現地調査ならびに申請人からの事情聴取を行いました。

申請人は、・・・氏で、議案書に記載のとおり・・・のほか、・・・の農地を譲り受け、事務所付き作業場1棟、従業員や来客用駐車場、および資材置場や金属製品置場とするため申請に至ったものです。

さて、本件申請の対象となっている農地は、いずれも市街化調整区域内の農地で、一部に第1種農地が含まれていますが、現工場との連担性を考えると他に立地を求めることが困難であるほか、当該農地は集落に接続していることなどから例外的に許可が可能であると考えられます。なお、本件申請の対象になっている農地は、いずれも人の背丈ほどに伸びた笹に覆われているなど、現況は耕作放棄地となっています。

申請人は権利移転完了後、速やかに着工して・・・程度で完成させる意向であり、当該農地の全てを確実に事業の用に供するものと思われます。また、事業は・・・で賄われる模様ではありますが、同社における取引の現況は拡大基調にあり、これに伴う

増産体制を構築する必要から計画した事業であることから考えて、資力、信用等に問題は無いものと思われます。

なお、許可が下り次第、周辺道路のレベルに合わせて盛り土をする等の造成を行う運びであり、周囲にコンクリート擁壁を設け、雨水などは敷地内を流れる水路に排水することとしており、周辺の営農環境に悪影響を及ぼす懸念は少ないものと思われます。

以上のとおり、現地調査や事情聴取の結果を総合的に勘案すると、農地法第5条2項に掲げられている不許可のケースに該当するような問題点は見当たらず、本件申請を許可しても問題は無いものと思われますが、委員各位による十分なお審議をお願いして報告とします。

◆会長（谷河 績） No. 8について大河内委員報告をお願いします。

◆16番（大河内 壽一） 議案6号No. 8の案件について報告します。

3月27日に岩橋委員と、申請地を確認し、また申請人に対して聴取を行いました。

他の場所も・・・が設置されており、同様に設置するということですが、懸念されるのが見積書に・・・が不明であるというところが不安です。皆様の慎重なお審議をお願いいたします。

◆会長（谷河 績） 見積書の不備について、事務局説明願います。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

事情聴取後に、事務局に見積書の提出がありました。

◆会長（谷河 績） No. 9について辻本委員報告をお願いします。

◆14番（辻本 傑） 議案6号No. 9

の案件について報告します。

3月27日に宇治田委員と私のほか、事務局職員も加わり、現地調査ならびに申請人からの事情聴取を行いました。その模様を報告いたします。

申請人は、・・・を生業とする・・・で、議案書記載のとおり・・・の農地を譲り受け、分譲住宅・・・戸を建てる運びとしていることから申請に至ったものです。

さて、本件申請の対象となっている農地は、市街化調整区域内の第2種農地に位置付けられています。当該農地は、集落に接続されていて市街化が進む一角に位置しています。申請人は、当該農地の権利移転が完了すれば速やかに着工し、・・・に完成させる運びとしているようです。事情聴取も模様からすると、事業は・・・により賄われる模様で、当該農地の全てを確実に事業の用に供するものと思われま

す。なお、当該農地は、現状は水田であることから周辺道路のレベルまで盛り土を行う予定ですが、周囲にコンクリート擁壁を設けることとしていることから、土砂の流失、崩壊など、周辺の営農環境に悪影響を及ぼす懸念は少ないものと思われま

す。また、敷地内の排水は、申請地南側の・・・へ導き、放流することとしており、関係機関の許可も得ているようです。

以上のとおり、現地調査や事情聴取の結果を総合的に勘案すると、農地法第5条2項に掲げられている不許可のケースに該当するような問題点は見当たらず、本件申請を許可しても問題は無いものと思われま

◆会長（谷河 績） 議案第6号について

説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号を可決と決定しました。

議案第7号 農地利用集積計画について、提案します。

◆稲垣副主任 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が34件ございました。賃借権が8件、使用貸借権が26件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 21については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 22からNo. 30については、実質的な農地中間管理事業での再設定、No. 31、No. 32は農業委員会による利用権の設定から農委中間管理事業への移行、No. 33、No. 34については農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田が76,463平方メートル、畑が2,871平方メートル、合計面積が79,334平方メートルです。

また、うち農地中間管理事業による設定が13件あり、面積は田が27,472平方メートル、畑が2,871平方メートル、合計面積が30,343平方メートルです。なお、No. 20については新規就農となり、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 20について岩橋委員報告をお願いします。

◆10番（岩橋 章） 議案7号No. 2

0の案件について報告します。

去る3月27日に大河内委員、平岡推進委員と共に現地調査ならびに事情聴取を行いました。

新規就農される・・・さんは、・・・歳で、・・・されてきたそうです。就農の動機は、知り合いの農作業を手伝ったとき、楽しいと感じ、やりがいのある仕事だと思ったからです。

農業経験や研修については、知り合いの農家・・・さんに一から教えてもらって取り組んでいるとのことでした。

借りる農地は・・・筆、計・・・㎡で、隣接しており、効率的に利用できると思います。

作付計画は、夏にはきゅうりやなすびを、秋から冬にかけて、白菜・キャベツ・ブロッコリーを育てる予定で、・・・に出荷したいとのことでした。

農機具は、農地の持ち主である・・・さんが使っていたトラクター・動力噴霧機・草刈機をお借りし、合わせて農業倉庫も借りられるとのことでした。

将来は、農地を・・・ほどに増やしていきたいそうです。

現地調査のとき、知り合いの・・・さんが見えられて、一緒にキャベツの苗を育てていました。まわりの多くの人に支えられ、初心を大切に、これからの農業に励んでほしいと思いました。

以上で、報告を終わります。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆8番（湯川 徳弘） 耕作放棄地、新規就農および賃借設定の場所を調査したとこ

ろ、新規就農者でない人がトラクターを運搬してきたので、注意したところ新規就農者が耕作困難なため農地中間管理機構と調整していたということであり、こうした現状を情報として提供して欲しい。以上です。

◆会長（谷河 績） 何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案第8号和歌山市農地利用最適化推進委員候補者募集要領の一部改正について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

議案書に同封いたしました別紙をご覧ください。本件は、任期満了に伴う次期の和歌山市農地利用最適化推進委員候補者の募集について、募集内容や募集様式等、その要領をご審議いただくもので、改正の趣旨は、13区域の担当区域の変更等です。

今回、13区域の担当区域の変更について、その詳細と、変更案を上程するに至った経過等について説明します。

まず、13の担当地区割について、以前、委員の皆さんからいただいたアンケートにおいて、現在のままでよいと、見直しの必要があるが半分半分の回答でした。見直しが必要という意見の中では、市街化区域と調整区域での配分の検討、農地面積での均等配分の検討、区域基準のルール化を図る等の意見がありました。アンケートの結果をふまえ、地区割について、1月の農業委員、推進委員の合同会議で提案しましたが、意見交換にいたりませんでした。

この件について、先日3月12日に開催した推進委員会において、あらためて、

地区別の農地面積や農家戸数、利用権設定面積等の資料をもとに、意見交換を行いました。委員からいくつかの意見があり、13人以上は増やせないという前提で、資料をもとに事務局からひとつの意見を出させていただきました。その意見の内容は、市街地が多く、農地面積が少ない第1地区、第2地区、第3地区を統合し、3区域を2区域に割り直し、農地面積や利用権設定が多い第5地区の川永、山口地区をそれぞれ単独の区域にするというものでした。推進委員全員での会議では、意見がまとまらなかったため、会議終了後、関連する第1地区から第5地区の推進委員さんに議論を重ねていただきました。その結果、第1地区から第3地区を統合し、3区域を2区域に割り直し、松江、木本、西脇、加太、湊、野崎、貴志をひとつの区域に、楠見、有功、直川をひとつの区域に、そして、第5地区の川永、山口をそれぞれ別の区域にすることで一応の意見がまとまりました。

今回、これらの結果をふまえ、地区割について上程したのですが、議論の参考となる資料を作成しましたので、別に説明させていただきます。机上に配布しています、資料2をご覧ください。資料の左側が現行の地区割、右側が新たな地区割案で、それぞれ農地面積、経営面積が1000㎡以上の農家戸数、利用権設定面積を表しています。

今回、変更する内容について、赤字で示しています。表にあるとおり、現行の第1地区から第3地区はどの項目も、他の区域にくらべ低い数値となっており、第5地区はどの項目も、複数地区を受け持つどの区域よりも高い数値となっています。変更案では、地区割を見直すことで、それら数値

の偏りの緩和が図れるものとなっており、特に川永、山口地区は、利用権設定も多いことから、区域を分けることで、さらなる農地利用の最適化の推進を図れるものと思われまます。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第8号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆14番（辻本 傑） 聞きたいのですが、推進委員の会議、打ち合わせ等において、意見が一致していないと聞いているが、このように議題とすることがどうかと思います。

◆会長（谷河 績） 事務局の説明を求めます。

◆中川班長 番外、表のとおり説明しましたとおり、1地区から13地区まで推進委員さんに地区を担当していただいております。1地区から3地区につきましては、農地面積とか世帯数の経営面積等を資料2で示しています。それぞれの数値が市街化区域でありますので少ないものとなっています。

それで、3地区を2地区に割り直しますと他の地区の平均に近寄ってくるので、推進委員の会議において、1地区、2地区担当する推進委員さんの中でこのような割り振りはどうかとの議論があるなかで、楠見、有功、直川と松江、木本、西脇から湊、野崎、楠見ということで1地区から5地区の推進委員の議論になったということで上程しました。

◆会長（谷河 績） 事務局は、農地面積とか世帯数の経営面積等で割り振りしたということですか。

◆中川班長 番外、はい、そのとおりです。

- ◆14番（辻本 傑） 面積にこだわりのないが、これから、推進委員の本来の業務は何ですか。
- ◆中川班長 番外、遊休農地の発生の防止、農地の利用集積集約、新規参入の促進が、農地利用最適化推進委員の主な業務になります。
- ◆14番（辻本 傑） 和歌山市の農業委員会は、人・農地プランが進んでいない。進めるにあたり一番大事なことは何ですか。
- ◆中川班長 番外、進めるにあたり、農地の利用集積集約、遊休農地の発生の防止になると思われますが、地域で話し合っ、遊休農地になる、作れないところを就農してくれる担い手と話し合っ決めていく活動を継続していくことです。
- ◆14番（辻本 傑） 進めるのに何が大事ですか。
- ◆中川班長 番外、地域ごとの話し合いになると思います。
- ◆14番（辻本 傑） 環境を作るために、人と人の繋がりが大事だと思います。日頃、接触のない地区と区割りして事業が進められますか。
- ◆中川班長 番外、農地の利用集積集約の中では、調整区域が中心になってくると思いますので、市街化区域の農地面積の少ないところをまとめて調整区域に主体として割りなおして提案をしています。
- ◆14番（辻本 傑） 事業が進められるかを検討してください。それと、現状において、13名の推進委員は当初から少ないということであったが、何処かへ重点配置してそこで事業を進めていかないといけない。例えば、13地区、実体的にそんなに作業がいらな
- い。人・農地プランは必要ですか。
- ◆中川班長 番外、13地区については、名草地区に農業地域がありまして、本町地区等については市街化区域であるため農地等ないですが、それ以外の区域で名草を中心に農業が盛んなところがありますので、13地区としてもそうした役割があると思います。
- ◆14番（辻本 傑） また、複数エリアの推進委員は広範囲なため十分な活動ができていない。
- また、年1回の農地パトロールは皆さんの協力の下で現地調査をしている。今後、適材適所の配置をしていかないと、求められる事業が出来ないと思います。
- ◆中川班長 番外、市街化調整区域を中心に合同で農地パトロールを実施していますが、推進委員さんの日頃の活動としては、日常的に農地パトロール、雑草等の相談に対して現地調査をしていただいています。
- ◆14番（辻本 傑） 複数地区を担当した人は、十分活動ができていない。そんな実態があるのにこのような地区割をして上手くいかないと思います。
- ◆会長（谷河 績） この後、農政問題調査研究小委員会を開催し協議するということをご了承いただけますか。
- 「異議なし、との声。」
- 議案第8号については農政問題調査研究小委員会に諮ります。
- ◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。
- それでは、ご質問がないようでございますので第34回総会を閉会いたします。
- 14時10分 閉会